

山形県新型コロナウイルス対策認証基準

1 入店時

- ① 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、入店を断る旨を掲示し、来店時に利用客の体調を確認している。
- ② 入口に消毒薬を設置し、入店時に手指消毒をするよう要請している。
- ③ 順番待ちの列は、間隔（触れ合わない程度）を確保するよう誘導を行っている。
床に印、声がけ又は掲示で誘導している。
- ④ レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には手指消毒を行っている。

2 施設設備の管理

① パーティション等の設置又は座席の間隔の確保

以下の項目、1つ以上の実施が必要

- ・ テーブル席は正面及び隣席との間並びに他のテーブルとの間にパーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安。以下同じ）を設置して仕切ることができるようにする。カウンター席は隣席との間にパーティション等を設置して仕切ることができるようにし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。
- ・ 真正面の配置を避ける等により、座席の間隔が1m以上確保されている。

※ いずれにおいても家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は除く。

② 換気の徹底

以下の項目、1つ以上の実施が必要

- ・ 2方向の窓又はドアを開放する。（適切な換気を行うため、30分に1回以上5分程度又は1時間に1回以上10分程度）
- ・ 窓の開放による方法以外の場合、二酸化炭素（CO₂）濃度測定器を設置し、1,000ppm以下を維持するよう、次のいずれかを実施
 - (a) ドアを開け、必要に応じて扇風機等を併用しながら適切な換気を行っている。
 - (b) ドアを開け、HEPAフィルター付き空気清浄機を稼働しながら適切な換気を行っている。
 - (c) 換気機能付きエアコン等機械換気設備を用いて適切な換気を行っている。

③ 店内清掃を徹底し、手がよく触れる箇所を適時消毒している。

※ 消毒については、ドアノブ、券売機、テーブル、椅子、メニュー表、タッチパネル等をアルコール消毒液等で清拭する。

④ 手洗設備を自動水栓、レバー式又は足踏み式とし、手洗い洗剤、ペーパータオル等を設置している。（宿泊業では、飲食会場付近及び厨房内を対象とする。）

⑤ 毎日トイレを清掃し、1日に複数回手がよく触れる箇所の消毒を実施している。

3 利用者の感染防止対策について

- ① 大声での会話を控えるよう要請している。
声かけ又は掲示で要請している。
- ② 回し飲みや食器の共有を避けるよう掲示等により要請している。
声かけ又は掲示で要請している。
- ③ ビュッフェ形式では、トンぐや取り箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底している。又は従業員が小分けにしている。

4 従業員の対策について

- ① 感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底している。
- ② 更衣室、休憩室は換気等をしている。（「2 施設設備の管理」の②換気の徹底と同様）
- ③ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。

5 カラオケ利用時の対策について(該当する場合のみ)

以下のいずれかの実施が必要

- ・ マイクはこまめに消毒している。
- ・ カラオケの利用は当面の間自粛する。

6 宿泊施設における対策について(該当する場合のみ)

- ① ホールや宴会場、会議室等での3密を防止している。
人数制限、座席間にパーティションを設置又は最低1mの間隔の確保など
- ② 利用時間帯を分けるなど、大浴場での混雑を回避している。
- ③ 大浴場（脱衣所、浴室、休憩室）における会話を控えること、対人距離の確保を要請している。
- ④ 感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応を定めている。
 - ・ 客室外へ出ないよう依頼し、食事も部屋に届けるなど、他者との接触を極力避けるよう配慮する
 - ・ 受診相談コールセンター等の番号確認
 - ・ 対応する従業員を予め決めておく
- ⑤ 宿泊客や従業員がいつでも使えるように、消毒薬を施設内（客室、脱衣所、食事会場、共用トイレ、ロビー等）に設置している。